

令和4年12月1日

規程第10号

車両管理規程

(目的)

第1条

本規程は、町会が所有する車両（管理車両という）の安全な運行ならびに適正な管理について必要な事項を定め、交通事故と交通違反の撲滅を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

本規程における車両は、以下に定めるところによる。

(1) 車両 道路交通法に定める自動車をいう

(車両管理責任者)

第3条

本規程における安全運転管理体制等の管理を行う者（以下「車両管理責任者」とする）は事務局長とし、会長がこれを任命する。

2. 会長は、必要な場合には副車両管理責任者ほか車両管理に当たる者を複数選任し、その業務執行に関して車両管理責任者に指揮・監督させることができる。

(1) 防犯パトロール車の副車両管理責任者は安全対策部長とする。

(車両管理責任者の業務)

第4条

車両管理責任者は、下記の事項及びこれらに付随する必要な業務を行う。

- (1) 車の台数、型式等に関して台帳を作成して管理すること
- (2) 管理車両の安全点検・整備に関してこれを管理すること
- (3) 管理車両の運転・運行実績等を管理すること
- (4) 管理車両に関する自動車損害賠償責任保険（以下、「強制保険」という）と自動車保険（以下、「任意保険」という）の加入等の確認をすること

（車両管理責任者の報告）

第5条

車両管理責任者は、本部役員会に対して、定期的に第4条の業務に関する報告をしなければならない。

2. 会長は、業務上必要であると認められるときは、臨時に車両管理責任者に対して、前項の報告を命じることができる。

（現場責任者の業務）

第6条

車両管理責任者は、第4条③の運行実績等の管理を使用者に委任する。現場責任者は、所定の「車両管理日報」を作成し、車両管理責任者に提出する。

（安全運転の確保）

第7条

安全運転を確保するために、現場責任者は以下各号の行為を下命・容認してはならない。

- (1) 免許不携帯運転
- (2) 飲酒運転（酒気帯び含む）
- (3) 過労運転
- (4) 最高速度違反運転
- (5) 違法駐車行為
- (6) その他交通法規に違反する運転
(管理車両の条件)

第8条

町会員は、下記のいずれかの条件に適合しない管理車両を運転してはならない。

ただし、車両の故障・破損程度が軽微であり道路交通法上問題がなく、かつ、修理等のため運行することが必要である場合には、この限りではない。

- (1) 故障箇所や整備不良箇所がない車両
- (2) 車検証が有効期限内にある車両
- (3) 強制保険に加入している車両
- (4) 任意保険に加入し、下記の金額以上の補償を受けている車両
 - ①対人補償 無制限
 - ②対物補償 無制限

（管理車両運転の許可）

第9条

管理車両を業務遂行のために運転する町会員は、所定の様式「車両使用許可申請兼誓約書（以下「許可申請書」）」により車両管理責任者に申請し、許可を受けなければならない。

2. 前項の許可（以降「許可」）に際しては、当該車両の運行に必要な免許を受けており、かつ、その停止または取消し等を現に受けていないこと。

（管理車両運転の手続）

第10条

管理車両を業務遂行のために運転する際には、第9条により許可を得た現場責任者（以下「運転手」）は、下記の手続きを行う。

（1）管理車両の運転の都度、運行記録を、所定の「車両管理日報」に記載し、現場責任者に提出すること

（管理車両の業務外運転）

第11条

管理車両を、通勤、営業等に使用することを禁止する。

2. 防犯パトロール車の利用は下記とする。

（1）防犯に関する業務

ア. 防犯パトロールは活動範囲を戸頭地域とする。

イ. 防犯パトロール（以下「青パト」）は防犯パトロール要領書により行う。

ウ. その他の業務は地域を限定しない。

イ) 防犯以外の町会活動に関する業務

(運転手および現場責任の遵守事項)

第13条

管理車両の運転手および運転を指示する現場責任者は、下記の事項を遵守、または指導しなければならない。

- (1) 第8条に定める、車両の条件を満たしていない車両を運転しないこと
- (2) 第9条に定める、運転手のみに運転させること
- (3) 現場責任者からの事前許可を得ずに、町会員以外の第三者を管理車両に同乗させないこと
- (4) 道路交通法を遵守し、安全運転に努めること
- (5) 病気、過度の疲労、その他心身が健康な状態にない運転手に、運転させないこと
- (6) 病気、過度の疲労、その他心身が健康な状態にないと自覚がある場合には、運転手は速やかにそれを現場責任者に報告し、自ら運転をしないこと

(町会員への貸し出し)

第14条

町会員は町会の管理車両を必要に応じて借りることができる。

貸し出し条件は下記とする。

(1) 一時貸し出しとする。継続貸し出しは不可とする。

例えば、目的が個人の業務活動、サークル活動での継続使用等

(2) 使用申請を行い、車両管理日報を提出する。

(3) 使用料は1時間当たり¥100とする。

(4) 運行地域は取手、守谷地区とする。

(交通事故発生時の措置)

第15条

交通事故が発生した場合、運転手は次の措置をとること。

(1) 負傷者のある場合は、他に優先して負傷者の救護にあたり、119番連絡、応急手当や病院に運ぶ等の措置をとること

(2) 軽微な事故といえども必ず現場責任者または車両管理責任者に連絡し指示を受け、また所轄警察署に連絡すること

(3) 事故の相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号等を記録しておくこと

(4) 事故の目撃者がある場合は、その住所、氏名、連絡先等を記録しておくこと

(5) 運転者は、事故現場において独断で相手方と示談交渉をおこなわないこと

(交通事故および違反報告書の提出)

第16条

交通事故や交通違反が発生した場合には、運転者は遅滞なく所定の「交通事故および違反報告書（以下事故報告書）」を作成し、現場責任者を通じて車両管理責任者に提出しなければならない。

2. 負傷等により運転者が事故報告書を作成できない場合は、現場責任者が作成し提出するものとする。

3. 特段の事由なく、事故報告書の提出が交通事故および違反の発生時より24時間を超えた場合は、管理車両の使用許可を取り消す。

（事故等による罰金等の負担）

第17条

交通事故や交通違反による罰金、科料、反則金については、いかなる事由があろうと運転者またはマイカー・原付運転手が全額負担する。

（疑義）

第18条

本規程の運用に当たり、疑義が生じた場合は、事務局長が処理する。なお、事後に会長に報告しなければならない。

（改廃）

第19条

本規程の改廃は、本部役員会の決議により行う。

附則

本規程は、令和4年12月1日から施行する。